

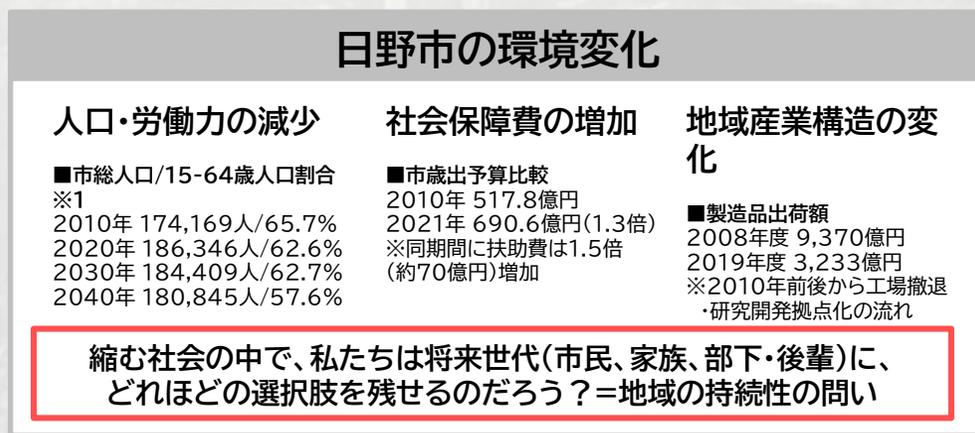
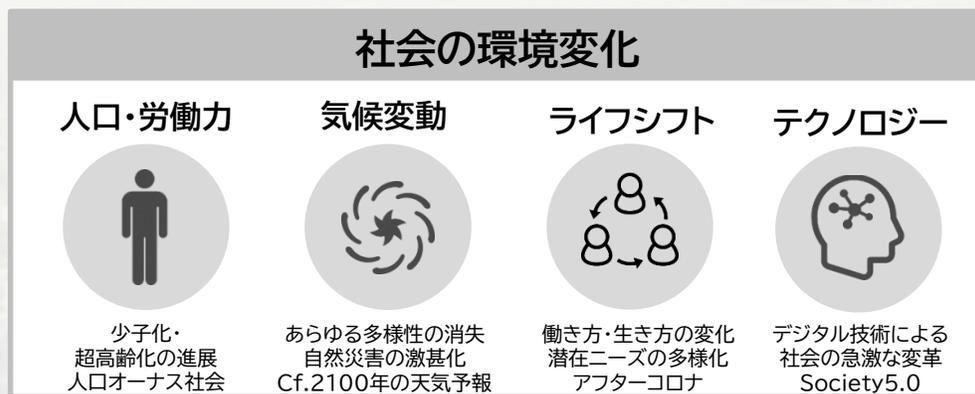
総合教育大綱見直しに
向けた参考資料

みんなでつくる

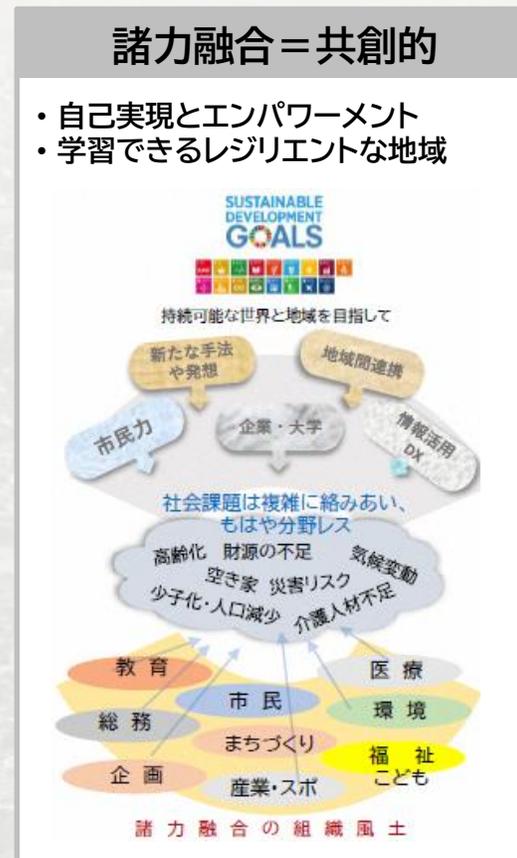
日野 地域未来ビジョン2030

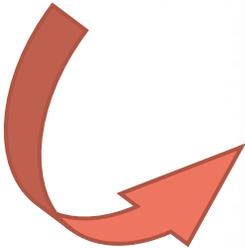
しあわせのタネを育てあう日野

「行政の事業計画」から「地域で共有したいアジェンダ」へ。
縮む社会を前提に、将来世代に何を残していくかをポジティブに。



※1…10-20年は住基、30年以降は推計値(日野市人口ビジョン 2017)





● 2030年に咲かせたい花

こんな日野を目指したい

タウンミーティングやアンケートなどからおおよそ4,300の声を集め、こうなっていたいという未来の日野の姿として、29の花を定義しました。あなたが咲かせたい花はありますか？気になる花にチェックを入れたり、自分が咲かせたい花を書いてみたりして、未来の日野を想像してみてください。

使うものも買うものも、意識しなくても環境にやさしいまち

みんなで協力しあう、ごみゼロ日本一のまち

誰もが当事者として考え、意思決定に参加できるまち

年齢に関係なく自分の活動を実践できるまち

水やみどりが見え、日々を豊かにしているまち

自分と他者が生きている、生きてきた背景を認め合えるまち

顔の見える、一人ひとりが自分を活かし、認め合う共創のまち

環境にやさしく、住むことが誇りになるまち

共に創る、地域情報が飛び交う賑わいのまち

自分の何気ない取り組みがまちのGoodにつながるまち

自分の暮らしの背景を理解し、暮らしに必要なものをつくれるまち

まちと企業が結びつき、暮らしの中からイノベーションが生まれるまち

人を気づかいながら言いたいことを言えるまち

新しいもの古いものも取り入れながら、日野らしさが続いているまち

プライベートと仕事が生み出す、職住近接の刺激を感じられるまち

気軽に集う居場所、コミュニケーションのあふれるまち

三方よしの関係から新たなコトが生まれるまち

未知をおもしろがり、探求できるまち

過度な距離でいるんな人が好きなことをやっているまち

何があっても、何とか働き続けられるまち

未来へのやさしさを誇りに、誰もが安心して学び・学びあい、歩んでいけるまち

自分の住むまちと暮らしに納得して誇りに思えるまち

居場所に集う人も集わない人も、認め合えるまち

心地よい居場所、住み続けたいまちを自分たちでつくるまち

地域で人と人との関わり合いが実感できるまち

ローカルな出会いから好きを発信できるまち

あなたが咲かせたいのはどんな花？

デジタルで利便性アップ、職員顔が見える笑顔の市役所があるまち

知ると思わず参加したくなる〇〇があるまち

暮らしの余白が価値を生み出すまち

未来へつながる

● 共有したい行動指針とアクションのための問いかけ

2030年の日野に花を咲かせるために、何を考えながら暮らしたいだろう。

ヒノタネプロジェクトでは、日野の過去から現在を知り、未来像を考え、理想の日野を実現するための5つの行動指針を定めました。あらゆる日々の活動や仕事で、この行動指針をヒントに、一人ひとりが自分のできる分だけ力を発揮すれば、みんなで2030年の日野に花を咲かせられるはず。さらに、花を咲かせるために 自分にできることを考えるきっかけとなる「問い」を設定しています。2030年に咲かせたい花を考え、自分が今、興味のある問いを選び、問いに対する アクションを考えてみませんか。

はじめてみよう

しあわせのタネを育てるための6つのステップ

- 03 から2030年に咲かせたい花を選ぼう。もしくは自分で考えて書き出してみよう。
- 花を咲かせるために何ができるだろう。右の17の問いから、自分が今、興味のある問いを選んで印をつけよう。
- 5つの行動指針をヒントに、問いに対するアクションを考えよう。まずは自分の暮らしの中でできる、小さなアクションから。
- アクションが決まったら、書き出してみよう。
- QRコードにアクセスして、アクションを共有しよう。
- さっそく実践してみよう。



自分にできることを考えるきっかけに

17の問い

- 個々の背景を知ることができ、リスペクトし合える地域とは？
- 市役所と地域がよりよい信頼関係をつくっていくには？
- 地域に価値を生み出す協働の仕組みとは？
- 地域が多様なかわりあいの生まれる、適度な距離感のコミュニティや居場所とは？
- 日野のことを好きと言える人を増やすには？
- 変化を前向きにとらえ、自分のものにするには？
- デジタルでみんながもっと便利になり、コミュニケーションを深めるには？
- 自分の知らないものにもっと出会えるには？
- 次世代につなげていきたい暮らし（サステナブルな暮らし）を実現していくには？
- 自然を楽しみ、普段の暮らしをもっと豊かにするには？
- 未来へのやさしさを誇らしいと思えるようにするには？
- やりたいことが実現しやすくなるまちにするには？
- 必要なものを自分たちでつくりやすくするためには？
- 自分に合った関わり方を見つけやすくなるには？
- 自分らしいと思える暮らしに近くには？
- 働きやすく、働き続けられるまちを実現するには？
- ちょっとしたことが持続できるようになっていくには？



しあわせのタネを育て、2030年の日野に花を咲かせるために共有したい

5つの行動指針

- 未知をおもしろがる
- 自分らしく働き続けられる
- 次の世代につなげる
- ごちゃまぜの場を増やす
- 自分たちでつくる

あなたのアクションを教えてください

.....

.....

あなたのアクションを共有してください



ACTION!

子育て世帯に対する包括的な支援の実施

【子育てに困難を抱える世帯がこれまで以上に顕在化】

・児童虐待の相談対応件数は、平成28年度:201件から令和5年度:1,125件と大幅に増加。

【法改正】

・平成28年児童福祉法・母子保健法改正、令和4年児童福祉法改正により、子育て世帯に対する包括的な支援のための体制強化、および、事業の拡充として、市区町村は全ての妊産婦、子育て世帯、子どもの包括的な相談支援等を行う子ども家庭センターの設置に努めることが規定。

【子ども包括支援センター「みらいく」の設置】

・「すべての子どもの健やかな成長を切れ目なく支援する子ども・家庭・地域の子育て機能の総合支援拠点」の開設に向けて令和元年6月に基本方針、令和2年8月に基本計画を策定、令和6年5月27日に子ども包括支援センター「みらいく」をオープン。

子育て世帯に対する包括的な支援の実施

5つの基本施策の具体的な取り組み

①相談を支援につなげる(子どもなんでも相談)

- ・子どもに関するあらゆる相談を受けるための窓口として、子どもなんでも相談を開設
- ・子どもからの相談の敷居を下げるために、公立小中学校の児童生徒に貸与されている一人一台の学習者用端末に相談の入口を作ったことで、子どもからの直接の声の新たな掘り起こしに繋がる

②虐待ゼロへ向けて(虐待の早期発見、早期対応の体制構築)

③支援を広げるSSW(SSWはエール、子ども家庭支援センターの併任辞令)

- ・令和3年度から母子保健と児童福祉(虐待対応)とSSWの組織を一体化
- ・困難な家庭(子どもと保護者)の背景は複雑(親の精神疾患、児の発達障害・不登校、妊娠期からの虐待予防など)であり、児童福祉(ケースワーカー)、母子保健(保健師)、学校教育・児童発達支援(SSW)で支える必要

④支援を継続する(中高生世代スペース)

- ・伴走者として市が関わることで、様々な課題を抱えた中高生世代を取りこぼさないようにするため、安心できる場の提供とネットワークづくりを目指す

⑤支え合いの地域づくり(子育てひろばの新設)

子どもの権利の保障・擁護、子ども・若者が政策の「対象（客体）」 ⇒「主体」への転換

【国の動き】

- ・令和4年6月には「こども基本法」が制定
- ・令和5年4月には「こども家庭庁」が設置
- ・令和5年12月には「こども大綱」が策定

子どもに関わる政策を取り巻く環境が大きく変わってきている。
これからの子ども・若者に関する政策決定にあたっては、子ども・
若者の意見を聞き、その意見を尊重することが求められている。

【市の動き】

- ・平成20年(2008年)7月に日野市子ども条例を施行。
- ・令和6年7月1日に、「日野市子ども条例委員会」を設置。
- ・こども基本法に基づき、こども・若者の意見を可能な限り反映した「日野市こども計画」の策定を進めている。
- ・「子ども・若者の声を聴く社会づくり(意見表明)」と「子ども・若者の主体的な活動の促進(社会参画)」の二つを両輪で推進
- ・日野市子ども若者未来創造会議を開催

子どもの貧困対策に関する基本方針

◎策定までの経緯

【国の動き】

平成21年 厚生労働省が相対的貧困率を初めて発表

平成24年 国民全体の貧困率より子どもの貧困率が上まる。

平成26年 「子どもの貧困対策の推進に関する法律」施行

平成27年 「生活困窮者自立支援法」施行

令和6年9月25日

「子どもの貧困対策の推進に関する法律の一部を改正する法律」の施行により、法律の名称が「こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律」に変更

【市の動き】

平成28年7月 第1回 日野市子どもの貧困対策協議会 開催

同年8月 東京都実施による「子供の生活実態調査」の対象自治体に選ばれ、調査を実施。

同年9月 日野市議会 子どもの貧困対策議員連盟より提言書『「ひのっ子ハピネス」プラン』の提出

平成29年3月 『日野市子どもの貧困対策に関する基本方針』策定（計画期間：平成29年度～令和3年度）

令和3年2月～3月 基本方針見直しに向けた「日野市子どもと保護者の生活実態調査」実施

令和4年10月 『第2期日野市子どもの貧困対策に関する基本方針』（計画期間：平成29年度～令和3年度）

令和5年7月 日野市子どもの貧困対策基本方針リーフレット「子どもの味方スペース(小学生・中学生・高校生版)」を発行

子どもの貧困対策に関する基本方針

◎目指すべき姿・目標

【目指すべき姿】 第1期・第2期とも同じ

『全ての子どもたちが夢と希望を持って成長していけるような地域を目指します。』

【5つの目標】※第2期計画

- ① 子どもの遊び・学び・体験機会の提供と個々の学力向上に取り組めます
- ② 安心して生活できる環境を整え、生活習慣の改善を図ります
- ③ 子どもに係る経済的負担の軽減を図ります
- ④ 子育て家庭の悩みへの支援強化と生活の質の向上に取り組めます
- ⑤ 効果的に情報を発信し、支援ネットワークを強化します

★共通課題★

コロナ禍や物価高騰等に対しては横断的に対応します

【施策】

- | | | |
|--------|---------|-------|
| ○第1期計画 | 拡充・新規事業 | 全76事業 |
| ○第2期計画 | 拡充・新規事業 | 全61事業 |



ヤングケアラー

◎定義

・家族にケアを要する人がいる場合に、大人が担うようなケア責任を引き受け、家事や家族の世話、介護、感情面のサポートなどを行っている、18歳未満の子どものこと。

※日本ケアラー連盟の定義

【国の動き】

平成30年～ ヤングケアラーの実態に関する調査研究などについて毎年公表されている

令和3年3月 ヤングケアラーの支援に向けた福祉・介護・医療・教育の連携プロジェクトチームを設置

令和6年6月5日 子ども・若者育成支援推進法の一部改正により、法に「ヤングケアラー」が定義された

【市の動き】

平成30年度第3回定例会 白井議員よりヤングケアラー支援に関する一般質問が出る

令和3年度末 ヤングケアラー支援検討会を設置(ヤングケアラー・コーディネーター配置の要否、市内の実態把握調査の実施などを検討)

令和4年3月末 庁内「第1回ヤングケアラー支援検討会」開催。令和4年度・5年度とも各3回開催

令和4年10月 ヤングケアラー実態調査実施

令和6年3月末 『日野市ヤングケアラー支援のための基本的な考え方』を策定

令和6年4月～ ヤングケアラー・コーディネーター 設置

ヤングケアラー

◎目指すべき姿・指標

【目指す姿】

『行政と地域が一体となって、子どもが子どもでいられるための権利と大切な時間を守るための施策を推進し、すべての子どもが自身の望む人生を歩むことができるまちの実現を目指します。』

【基本的な方向性】

- ア) ヤングケアラー の認知度向上・理解促進のための取組を推進します。
- イ) ヤングケアラーの相談体制の充実を図ります。
- ウ) ヤングケアラー支援のための 地域 連携ネットワークを構築します。
- エ) 各分野の既存事業・関連施策にヤングケアラーへの視点を取り入れ、必要な支援につなげます。

<ヤングケアラーと家族を支える関係機関>



ヤングケアラー・コーディネーターとは？

ヤングケアラーを早期に発見し、適切な支援につなぐことができるよう、支援の核となり、相談支援・助言、支援調整などを行う専門職です。
※社会福祉士・精神保健福祉士の有資格者

障害児福祉計画について

◎障害児福祉計画の位置づけ

⇒ 「障害者保健福祉ひの6か年プラン」として、障害福祉計画等と一体的に策定

◀ 日野市の障害者保健福祉に関する計画の関係図 ▶

「障害者保健福祉ひの6か年プラン」

障害者計画（第3・4章）

根拠法：障害者基本法第11条第3項
障害者のための施策に関する基本的な計画

「第7期日野市障害福祉計画（第5章）」

根拠法：障害者総合支援法第88条
障害福祉サービス、相談支援及び地域生活
支援事業の提供体制の確保に関する計画

「第3期日野市障害児福祉計画（第6章）」

根拠法：児童福祉法第33条
障害児ニーズに対応した支援、サービスの質
の確保・向上の環境整備に関する計画

障害児福祉計画について

◎障害者保健福祉ひの6か年プラン

【目指すべき姿】

『ともに生きるまち 日野』

～一人ひとりがかけがえのない存在として認め合いながら安心して暮らせる地域の実現～

【実現すべき社会】 ※『目指すべき姿』を実現するために、次の2つの『実現すべき社会』を設定。

≪障害に対する理解を深め尊重しあう社会≫

○地域で暮らす誰もが互いに尊重し認め合える環境を整えます。

≪誰もが安心して自分らしく暮らせる社会≫

○誰もが自らの生活のあり方を選択し、行動ができ、安心感と自己肯定感を持って暮らすことのできる「共生社会」の実現を目指します。

【実現すべき社会に向けた施策の方向性及び施策】 ※子ども・教育にかかる施策等を抜粋

【施策の方向性】	【取組み例(抜粋)】
②地域での様々な活動を通して障害理解を深める	・インクルーシブ公園の充実
④福祉と教育が一体となり子どもの成長を支援する	・かしのきシートの活用支援 ・発達・教育支援センター機能の充実 ・教育活動の場における障害のある子どもへの合理的配慮と個別支援
⑩障害のある方を支える家族を支援する	・ヤングケアラー支援事業



日野市の自殺対策

—ともに支えあう地域社会の実現のために—

-国と日野市の自殺対策の取り組み-

- 平成18年 自殺対策基本法(国)が施行
- 平成19年 自殺総合対策大綱(国)が策定
- 平成23年 全国2番目となる日野市自殺総合対策推進条例を制定
- 平成27年 日野市第1次自殺総合対策基本計画策定
- 令和4年 新たな自殺対策大綱(国)が策定
▶子どもと若者の更なる推進と強化がうちだされる
- 令和5年 自殺対策の主管課が、セーフティネットコールセンターから健康課へ変更
- 令和6年 第3次日野市自殺総合対策計画を策定
▶取り組むべき6つの柱の中に子ども、若者に対する自殺対策の推進・強化を入れて、子どもへの取り組みの強化を図る

-子どもへの健康課の取組内容-

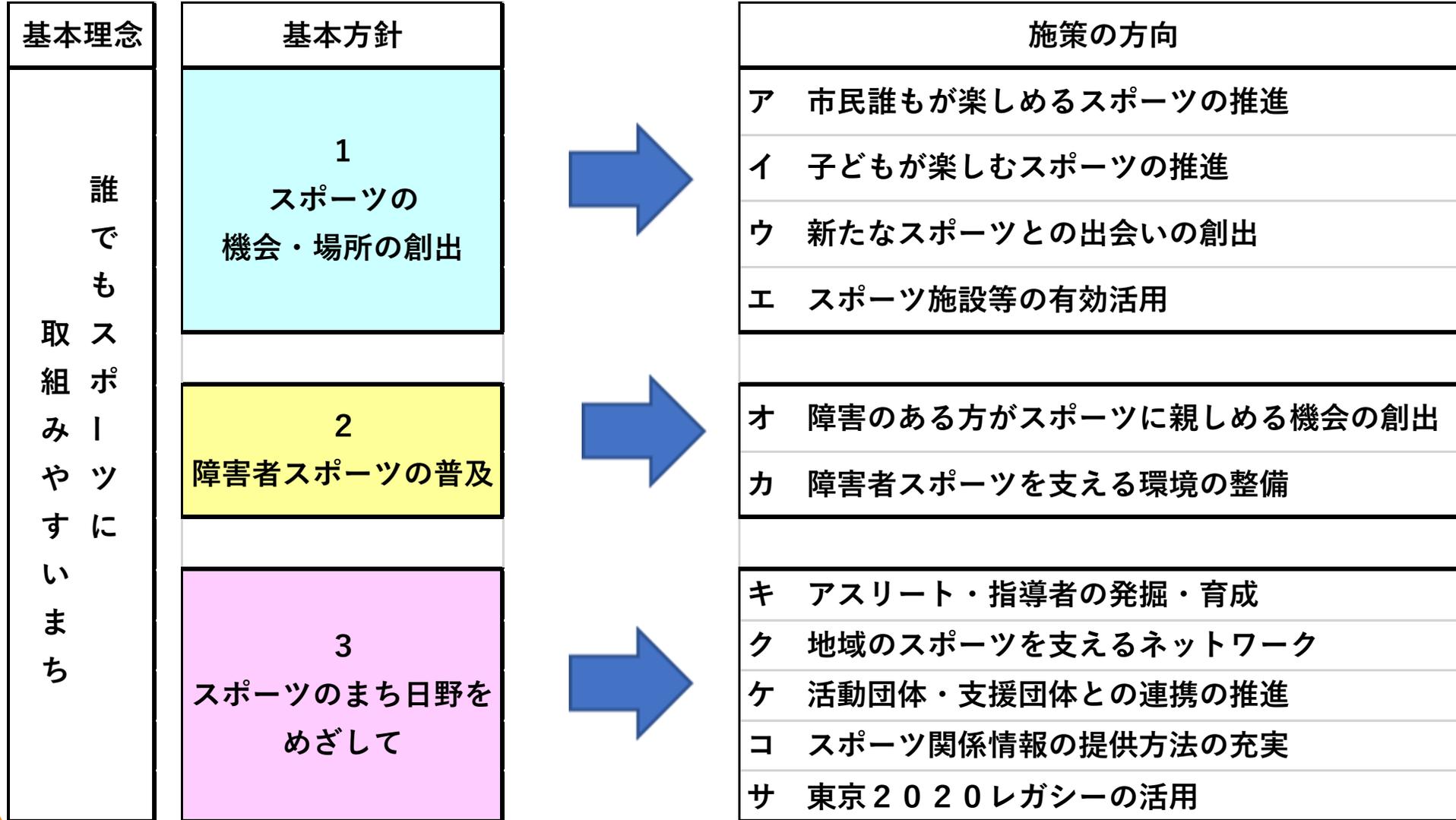
- H26年度開始 自殺対策啓発事業「いのちの学校」
- H30年度開始 SOS出し方に関する教育
▶小・中学校への保健師による出前授業
- R5年度開始 SNS等相談事業における「連携自治体事業」
- R6年度開始 教育部門へのゲートキーパー養成講座
・特別支援コーディネーター(27名)
・若手教員3年次研修(23名)
- R4~ 東京都薬物乱用防止推進日野地区協議会の指導員による薬物乱用防止への取組として従来より実施している小・中学校における薬物乱用防止教室等においてオーバードーズの話を取り込み実施

藝術文化

- 平成28年度以降も、新型コロナ対策で休止等を行った数年間を除き、継続して藝術文化に触れる機会を提供している事業
 - 芸術文化の薫るまちコンサート事業
年末等にプロのオーケストラを招致し、ヴェートーベンの交響曲第九などの演奏会を開催
 - 洋画家「小島善太郎展」の開催
市民会館や気軽に来場できるイオンホールなどで、著名な画家の作品を観ることができる機会を提供
- 市の事業や指定管理者の自主事業による本物に触れる機会や表現する喜びの場を提供
 - 指定管理者制度により、市内の子どもたちが演劇や歌唱などを見たり、参加したりできる企画を実施（例：ミュージカルってなあに？ ワークショップと実際の演技に参加）
 - NHK合唱コンクール金賞受賞校の歌声を市民に届ける機会やNHK主催ののど自慢大会、日野市版のど自慢大会への出演など表現する喜びの場を提供

スポーツ

第2次日野市スポーツ推進計画～誰でもスポーツに取り組みやすいまち～ スポーツ推進施策の体系



スポーツ

- スポーツを「する」
 - 日野スポーツスクールを継続して開催
 - 日野市発祥のニュースポーツ「ハンドロウル」の普及
 - 市民の森ふれあいホールや令和4年にリニューアルオープンした南平体育館でのイベント等でスポーツを楽しむ機会を提供
- スポーツを「観る」
 - 東京オリンピック・パラリンピックは国内での開催でテレビ等を通じて観る機会が多く提供された。
 - 東京ヴェルディ（サッカー）、日野レッドドルフィンズ（ラグビー）、キングフィッシャーズ（卓球）、アルバルク東京（バスケット）、読売ジャイアンツ（野球）、コニカミノルタ（陸上）など日野市に関係するプロ・トップクラスのスポーツ選手の試合観戦機会の提供

スポーツ

- スポーツを「支える」
 - スポーツ競技団体の指導者などを対象とした講習会やAED研修などを開催
- 東京オリンピック・パラリンピックをきっかけとして多様なスポーツに関わる機会の充実
 - オリンピック・パラリンピック専門の担当者を配置
 - 日野市民が世界の舞台で活躍市全体で応援できる仕組みづくりを進める
 - 新たに「日野市民スポーツ栄誉賞」を創設して、その成果を讃える取り組みを行った。
 - パラリンピックの開催及び日野市民が出場したことをきっかけに、障害者スポーツや障害の有無に関わらず取り組むことができるインクルーシブスポーツの普及を促進
 - 障がい者スポーツや障がい者に対する理解促進に向けての取り組みを実施（パラスポーツ教室やインクルーシブスポーツの学校出前授業の開催など）
- 体を動かす心地よさ、スポーツをする楽しさを伝える取り組み
 - 第34回スポーツレクリエーションフェスティバルの開催
 - 第62回日野市民体育大会の開催